

九州地方会設立20周年、健康増進法が成立



九州大学大学院歯学研究院口腔保健推進学講座
小児口腔医学分野教授 中 田 稔

九州地方会設立20周年の日に、これから的小児歯科について考えてみました。

現在進行中の、少子・高齢化は、社会を大きく変えましたが、これは不測の天変地異によるのではなく、自分も家族も健康で長生きし、豊かな生活を享受するという、われわれ自らの選択の結果です。この先、一人一人の持つ価値が相対的に高くなり、生活の質へのこだわりがいっそう強くなるでしょう。これらのこと、医療という視点から見ると、まず医療の質に対する社会の要求が強まり、個人を重視した医療のあり方が、ますます求められることになります。cure から careへ、あるいはインフォームドコンセントの実施などが、良い例です。

そういう視点から、最近では、単なる寿命の長さだけではなく、生活の質（QOL等）をベースにした「健康寿命」を定義して、真に豊かな長寿社会の達成のために努力が払われています。生活習慣病を予防し、高齢期においても生活の質（QOL）を維持し、「健康寿命」を延ばすために、あらためて口腔保健の大切さが再認識されつつあります。

また、一人ひとりの子どもを大事に育てることが、最優先となりますので、子育てに良好な環境をつくるためのさまざまな施策を押し進めていく必要があります。予防面では、集団から個へと重点が移ることが、自然な成り行きとなるでしょう。

わが国では、新しい世紀における健康施策の方向性を「健康日本21」というスローガンの下にまとめました。がんや心の健康など9項目があげられていますが、これらの多くが世界保健機構（WHO）で定義する生活習慣病（Life-style related diseases）の類である点に注目したいと思います。「歯の健康」も、これら9項目の中の一つにあげられています。究極的には予防が一番、健康づくりが医療の最先端という時代が、必ず実現するのではないかでしょうか。

そして、その実行性を担保するため、「健康増進法」が制定されたわけです。

この法律の重点は、予防の効果を挙げること、そしてたとえば、学校歯科保健と3歳児健診とのあいだに横たわる行政の壁を取り払って、統合的に事業を進めること、さらには、都道府県などの自治体は、それら事業の推進の義務を有する、などにあります。もちろん国民の一人一人が、一定の自己責任を担うという精神も強調されています。

また、今年度から学校教育に導入された「総合的な学習の時間」では、子供たちが「生きる力」を身につける教育が中心課題となっています。「生きる力」の根源は、自分を大切に思うところから始まります。例えば、セルフエスチームすなわち、自分を大切に思う気持ちが強いほど、自らの心と体の健康に留意する気持ちも必然的に高められ、合理的な行動が生まれてくるというわけです。

ある調査によると、セルフエスチームを定量化して、一日の歯磨き回数との関係を見たところ、見事に高い相関があったといいます。口の中の出来事は比較的容易に自分の目で確認することができますので、毎日継続して行う健康管理の成否を、子供たちは身をもって容易に確かめることができます。さらに、このセルフエスチームは、よく噛むという好ましい食習慣にも関連し、その結果、肥満予防にも効果的であるとの報告も見られます。

新しく制定された「健康増進法」のもと、各地域の特質を生かしながら、生活習慣病の予防に努め、「健康日本21」のゴールを達成し、そして「生きる力」を育む上で、「成長発達期の口腔管理」は21世紀の子供たちにとって、日々の生活の場におけるきわめて重要なテーマとなっています。新しい動きのなかで九州地方会が指導的役割を果たせるよう期待します。